平成２４年（フ）第２５６５号
札幌市手稲区曙４条３丁目15番33号　ドックスタイル、開始決定時の住所札幌市中央区北５条西17丁目13番地16　シュペールシャトー405号
破産者　成田　春男
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６２号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏1265番地38、前住所長野県下高井郡山ノ内町大字平穏7148番地ハ
破産者　山本　秀人
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４８５号
静岡県静岡市駿河区津島町４番１号　ビレッタ静岡401号、開始決定時住所静岡県静岡市駿河区新川２丁目５番48号　小野ビル203号
破産者　安曇　俊子（旧姓野末）
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５４５号
静岡県浜松市浜北区内野台３丁目５番15号
破産者　小野田卓生
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５４６号
静岡県浜松市南区西伝寺町242番地　メゾン西伝寺Ａ101
破産者　木村建一郎
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５８１号
静岡県浜松市南区青屋町57番地の２
破産者　太田千栄子
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第７号
静岡県浜松市南区増楽町654番地の１　アソルティ増楽町201号
破産者　青池　孝芳
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１４０７号
愛知県春日井市月見町11番地３　第３ミノタハイツ205号
破産者　青柳　晴樹
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８８７号
名古屋市千種区朝岡町３丁目12番地　ラフィナート朝岡301号
破産者　上地　真吾
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３４６号
名古屋市名東区扇町１丁目25番地
破産者　清水　恵美
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４７２号
愛知県春日井市篠木町８丁目2793番地
破産者　中田　牧子
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４８４号
神戸市垂水区東舞子町15番５号、従前の住所兵庫県淡路市大谷915番地４
破産者　立石　裕明
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９７９号
神戸市中央区籠池通５丁目２番５号　１Ｆ
破産者　藤井　洋之
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６４４号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘３丁目32番11号
破産者　片山愛一郎
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３０号
青森県五所川原市字鎌谷町511番地１
破産者　前田　修子
1　決定年月日　平成25年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第６号
沖縄県名護市字数久田322番地、破産手続開始決定時の住所沖縄県名護市字為又492―62
破産者　久高　博典
1　決定年月日　平成25年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

免責許可決定

平成２４年（フ）第６１号
鹿児島県指宿市開聞川尻5008番地１　市営川尻２号団地８－１
破産者　上谷　行夫
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第６５号
鹿児島県指宿市山川大山3506番地
破産者　室屋　美代
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第１６６３号
埼玉県川口市芝４丁目22番11号　加藤ハイツ202号、旧住所埼玉県川口市西青木５丁目５番４号　青木公園マンション306号
破産者　岩野　文清
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７２３号
埼玉県川口市大字里578番地の８　シーズガーデングリーンパティオ601号
破産者　金　　銀河
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７５５号
さいたま市大宮区吉敷町１丁目62番地　マレーＳ・Ｔビル403号　はるか法律事務所
破産者　栢尾　久子
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係